

神戸市重度身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

平成 19 年 4 月 1 日制定

神戸市保健福祉局長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域における重度身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、その者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、神戸市重度身体障害者訪問入浴事業（以下「本事業」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第 2 条 本事業は、重度身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うものとする。

（事業の対象者）

第 3 条 本事業の利用対象者は、市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の肢体不自由 1 級又は 2 級の者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 3 項に定める訪問入浴介護及び第 8 条の 2 第 3 項に定める介護予防訪問入浴介護の利用対象者を除くものとする。

（1）18 歳以上であること（18 歳未満については市長が特に必要と認めたもの）

（2）常時臥床又はこれに準ずる状態であつて、本事業によるサービスの利用を図らなければ入浴が困難な者

（3）医師が入浴可能と認めたことが、第 4 条に掲げる「診療情報提供書（重度身体障害者入浴意見書）」により確認できる者

（4）福祉施設等に入所又は病院等に入院していない者

2 市長は、前項に規定するほか、特に必要があると認めた者を対象者とすることができる。

（利用申請）

第 4 条 本事業によるサービスを利用しようとする身体障害者（以下「申請者」という。）及び支給量増加を希望する申請者は、「重度身体障害者訪問入浴サービス利用申請書（新規・回数増）」（様式第 1 号、以下「申請書」という。）及び「診療情報提供書（重度身体障害者入浴意見書）」（平成 18 年厚生労働省告示第 92 号 B 009 注 2 に係る別紙様式 8 に準ずるものとする。）を、市長に提出して申請するものとする。

2 前項の申請は、神戸市障害者相談支援センター運営要綱（平成 18 年 9 月 29 日保健福祉局長決定、以下「支援センター運営要綱」という。）第 1 条に定める障害者相談支援センター（以下「支援センター」という。）に申請書を提出することにより、支援センターを経由して行うものとする。

(支援センターの業務)

第5条 支援センターは、本事業の実施のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 申請書の受付及び神戸市長への進達
- (2) 第3条に定める対象者要件の確認
- (3) 本事業によるサービスの利用に係る障害者及びその家族等への相談支援
- (4) 障害者に対する、第10条に定める認定訪問入浴サービス事業者の紹介、斡旋及び利用調整

2 前項の業務は、市長が支援センター運営要綱第2条第2項に定める指定相談支援事業者に委託して行うものとする。

(利用決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、すみやかに、第3条各号及び第16条第2項に掲げる事項を調査又は確認の上利用の可否を判定し、利用、変更又は却下の決定を行い、「重度身体障害者訪問入浴サービス利用決定通知書」(様式第2号、以下「通知書」という。), 「重度身体障害者訪問入浴サービス利用変更決定通知書」(様式第3号、以下「変更通知書」という。)又は「重度身体障害者訪問入浴サービス利用却下通知書」(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

2 前項の通知は、申請のあった日から30日以内にしなければならない。

(支給量)

第7条 本事業によるサービスの支給量は、1週間につき、2回を上限とする。

(利用手続き)

第8条 第6条により利用決定された申請者(以下「利用決定障害者」という。)が本事業によるサービスを利用するためには、通知書又は変更通知書を第10条に規定する認定訪問入浴サービス事業者に提示し、本事業によるサービスの利用契約を締結しなければならない。

(変更の届出)

第9条 利用決定障害者は、申請事項のうち次の各号の該当することになったときは、「変更届出書」(様式第4号)により、すみやかに市長に届出を行わなければならない。当該届出は、第4条第2項に準じて行うものとする。

- (1) 生活保護法による保護の開始又は停廃止があったとき
- (2) 住所を変更したとき
- (3) 施設へ入所したとき
- (4) その他要件を満たさなくなったとき

2 市長は、前項による届出において、第6条により決定した内容に変更があったときは、「変更通知書」(様式第3号)により対象者に通知する。

3 市長は、第1項による前項届出において、第6条により決定した内容を取消すときは、「重度身体障害者訪問入浴サービス利用廃止決定通知書」(様式第6号)により対象者に

通知する。

（事業の実施主体）

第 10 条 本事業は、訪問入浴サービスを実施している事業者で市長が適当と認めたものの（以下「認定訪問入浴サービス事業者」という。）が行うものとする。

2 認定訪問入浴サービス事業者が、事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従業者の員数は次のとおりとする。

（１）看護師又は准看護師 1 以上

（２）介護職員 2 以上

3 前項の従業者のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。

4 認定訪問入浴サービス事業者が、介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を受け、かつ、認定訪問入浴サービス事業と指定訪問入浴介護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、前 2 項に規定する基準を満たしているものとみなす。

5 認定訪問入浴サービス事業者は、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに利用者の主治医又はあらかじめ認定訪問入浴サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（認定訪問入浴サービス事業者の認定）

第 11 条 認定訪問入浴サービスの事業者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、別に定める申請書により、市長に申請しなければならない。

（認定訪問入浴サービス事業者の認定の要件）

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定訪問入浴サービス事業者の認定を行わない。

（１）認定申請者が、神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 28 号。以下「基準条例」という。）に規定する指定訪問入浴介護事業の基準を満たしていないとき。

（２）認定申請者が、法人で、その役員又はその重度身体障害者訪問入浴サービス事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

（３）認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

（４）認定申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により

罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

- 2 認定訪問入浴サービス事業者の認定は、本事業を行う事業所（以下「訪問入浴サービス事業所」という。）ごとに行う。

（認定訪問入浴サービス事業者の認定の更新）

第 13 条 認定訪問入浴サービス事業者の認定は、神戸市長に対し 6 年ごとに認定の更新手続きをしなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

（認定訪問入浴サービス事業者の変更の届出等）

第 14 条 認定訪問入浴サービス事業者は、訪問入浴サービス事業所の名称及び所在地、認定申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所、定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は、訪問入浴サービス事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所、運営規程に変更があったときは、10 日以内に別に定める「変更届」により、市長に届け出なければならない。

- 2 認定訪問入浴サービス事業者は、認定にかかる訪問入浴サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の 1 月前までに、休止した当該事業を再開したときは 10 日以内に、別に定める「廃止・休止・再開届」により、市長に届け出なければならない。

（訪問入浴サービス事業者の利用契約に係る責務）

第 15 条 認定訪問入浴サービス事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ、利用決定障害者に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業者の勤務体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用決定障害者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

- 2 認定訪問入浴サービス事業者は、利用契約を締結したときは、その内容を市長に対し別に定める様式に基づき、遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、利用決定障害者と利用契約を変更する場合に準用する。

（訪問入浴サービス費の補助）

第 16 条 神戸市は、認定訪問入浴サービス事業者が利用契約を締結した利用決定障害者（以下「訪問入浴サービス利用者」という。）に対し、本事業によるサービスを提供したときは、訪問入浴サービス事業所の請求に基づき訪問入浴サービス費を補助する。

- 2 前項の規定による訪問入浴サービス費の額は、サービスの種別毎に次の各号に定める額から 800 円を控除した額とする。ただし、訪問入浴サービス利用者が生活保護法による保護を受けている場合には、控除を行わないものとする。

- (1) 全身浴を提供した場合 サービス提供 1 回あたり 13,000 円
 - (2) 部分浴を提供した場合 サービス提供 1 回あたり 6,500 円
 - (3) 清拭を提供した場合 サービス提供 1 回あたり 13,000 円
- 3 認定訪問入浴サービス事業者が行う訪問入浴サービス費の補助請求は、別に定める請求書、請求明細書及びサービス提供実績記録票を添えて、電子申請システム（e-KOBE）により、利用実績のあった翌月 10 日までに行うものとする。
- 4 市長は、認定訪問入浴サービス事業者より前項の請求があったときは、審査のうえ、当該訪問入浴サービス費を補助するものとする。
- 5 前項の規定による支払いを受けた認定訪問入浴サービス事業者は、その支払いに係る訪問入浴サービス利用者に対し、訪問入浴サービス費の補助を受けた旨の通知を速やかに行わなければならない。

（調査及び指導監査）

- 第 17 条 市長は、訪問入浴サービス利用者の福祉及び訪問入浴サービス費の補助に関して必要があると認めるときは、認定訪問入浴サービス事業者又はその従業員その他訪問入浴サービス事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる。
- 2 認定訪問入浴サービス事業者は、前項の規定に基づき市長が定期又は随時に行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（訪問入浴サービス事業者の認定の取消し等）

- 第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該認定訪問入浴サービス事業者に係る第 11 条の認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準条例に規定する指定訪問入浴介護事業の基準に従って運営できなくなったとき。
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (3) 訪問入浴サービス費の補助請求に関し不正があったとき。
- (4) 認定訪問入浴サービス事業者又はその従業員その他訪問入浴サービス事業に携わる者が、前条第 1 項の規定により、物件の提出若しくは提示を求められてこれに応じず、同項に規定する質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条第 2 項の規定による指導監査に協力せず、又は同項に規定する指導若しくは助言に従って必要な改善を行わないとき。
- (5) 認定訪問入浴サービス事業者が、不正の手段により第 11 条に規定する認定を

受けたとき。

(6) 認定訪問入浴サービス事業者が、介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業者の指定を取消されたとき

(7) その他、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該認定訪問入浴サービス事業者に対し、文書で通知する。

(細則)

第 19 条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日より施行するものとする。

(旧要綱の廃止)

第 2 条 神戸市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱（平成 16 年保健福祉局長決定、以下「旧要綱」という。）、同事業運営要領（平成 16 年保健福祉局長決定）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 平成 19 年 3 月中に旧要綱による利用決定を受けている者は、第 4 条の規定にかかわらず、市長の職権により第 6 条に規定するサービスの利用決定を受けることができるものとする

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 11 月 15 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日より施行するものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日より施行するものとする。